○上尾伊奈資源循環組合職員勤務整理簿取扱規程

令和５年４月１日訓令第８号

上尾伊奈資源循環組合職員勤務整理簿取扱規程

（趣旨）

第１条　この規程は、上尾伊奈資源循環組合職員服務規程（令和５年上尾伊奈資源循環組合訓令第９号）第７条第２項の規定に基づき、同条第１項の勤務整理簿（以下「勤務整理簿」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務整理簿主任）

第２条　次長は、勤務整理簿を整理させるため、勤務整理簿主任を置く。

２　前項の勤務整理簿主任は、リーダー（上尾伊奈資源循環組合組織規則（令和５年上尾伊奈資源循環組合規則第１号）第２条第２項に規定するリーダーをいい、リーダーが２人以上いる場合にあっては、庶務に関する事項を所掌するグループのリーダーをいう。）をもって充てる。

（勤務整理簿による勤務状況の整理の方法）

第３条　勤務整理簿による勤務状況の整理は、別表の左欄に掲げる事項について、同表中欄に掲げる取得の単位又は種類の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める符号を用いて行う。

２　次長は、前項に定める方法により作成した所属職員についての勤務整理簿を保管しなければならない。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

事項		取得の単位又は種類	符合
1	勤務場所への出勤		○
2	上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１２号。以下「条例」という。）第５条の規定による週休日の振替等	１日	振休
		半日	半振
3	条例第１０条第１項に規定する代休日		代休
4	条例第１２条第１項に規定する年次休暇	１日	年休

		半日	半休
		午前	前休
		午後	後休
		時間単位	時休
5	条例第１３条第１項に規定する病気休暇（地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）第２５条第１項各号に掲げる補償の認定を受けた場合を除く。）	１日	病休
		時間単位	病時
		９０日超	病90
6	条例第１３条第１項に規定する病気休暇（地方公務員災害補償法第２５条第１項各号に掲げる補償の認定を受けた場合に限る。）	公務災害(１日)	公災
		公務災害(時間)	公時
		通勤災害(１日)	通災
		通勤災害(時間)	通時
7	条例第１４条第２項第１号又は第２号に掲げる場合に受けることができる特別休暇	１日	特他
		時間単位	特時
8	条例第１４条第２項第３号に掲げる場合に受けることができる特別休暇	産前	産前
		産後	産後
9	条例第１４条第２項第４号に掲げる場合に受けることができる特別休暇		通院
１０	条例第１４条第２項第５号に掲げる場合に受けることができる特別休暇		通勤
１１	条例第１４条第２項第６号に掲げる場合に受けることができる特別休暇		妊障
１２	条例第１４条第２項第７号に掲げる場合に受けることができる特別休暇	１日	配出
		時間単位	配時
１３	条例第１４条第２項第８号に掲げる場合に受けることができる特別休暇	１日	参加
		時間単位	参時
１４	条例第１４条第２項第９号に掲げる場合に受けることができる特別休暇		育時
１５	条例第１４条第２項第１０号に掲げる場合に受けることができる特別休暇	１日	特休
		時間単位	特時
１６	条例第１４条第２項第１１号に掲げる場合に	１日	忌引

	受けることができる特別休暇	時間単位	忌時
１７	条例第１４条第２項第１２号に掲げる場合に受けることができる特別休暇		特他
１８	条例第１４条第２項第１３号又は第１４号に掲げる場合に受けることができる特別休暇	１日	特他
		時間単位	特時
１９	条例第１４条第２項第１５号に掲げる場合に受けることができる特別休暇	１日	結婚
		時間単位	結時
２０	条例第１４条第２項第１６号に掲げる場合に受けることができる特別休暇	１日	看護
		時間単位	看時
２１	条例第１４条第２項第１７号に掲げる場合に受けることができる特別休暇	１日	介短
		時間単位	介短
２２	条例第１４条第２項第１８号に掲げる場合に受けることができる特別休暇	１日	サポ
		時間単位	サ時
２３	条例第１４条第２項第１９号に掲げる場合に受けることができる特別休暇	１日	夏休
		半日	半夏
		午前	前夏
		午後	後夏
２４	条例第１４条第２項第２０号又は第２１号に掲げる場合に受けることができる特別休暇	１日	特他
		時間単位	特時
２５	条例第１４条第２項第２２号に掲げる場合に受けることができる特別休暇		ドナ
２６	条例第１４条第２項第２３号に掲げる場合に受けることができる特別休暇	１日	ボラ
		時間単位	ボ時
２７	条例第１５条第１項に規定する介護休暇	１日	介護
		時間単位	介時
２８	条例第１６条第１項に規定する介護時間		介間
２９	条例第１７条第１項及び第２項に規定する組合休暇		組休
３０	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２条第１項の規定による育児休業		育休

３１	地方公務員の育児休業等に関する法律第１９条第１項の規定による部分休業	承認	部分
		取消	部不
３２	上尾伊奈資源循環組合職務に専念する義務の特例に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１１号）第２条第２号に該当する場合において承認する職務に専念する義務の免除	１日	福休
		半日	福半
		午前	前福
		午後	後福
３３	上尾伊奈資源循環組合職務に専念する義務の特例に関する条例第２条第３号に該当する場合において承認する職務に専念する義務の免除	人間ドック	人ド
		人間ドックの検査の結果	人結
		人間ドックの再検査	再検
		人間ドックの再検査の結果	検結
		リフレッシュ休暇	リフ
		その他	職免
３４	上尾伊奈資源循環組合職員服務規程第１４条に規定する欠勤	１日	欠勤
		時間単位	時欠
３５	地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２８条第２項各号のいずれかに該当することによる休職	休職（有給）	分有
		休職（無給）	分無
		起訴休職	起訴
３６	法第２９条第１項各号のいずれかに該当することによる停職		停職
３７	法第５５条の２第１項ただし書の規定による専従休職		組専